

令和5年2月24日

報道関係者各位

大阪府茨木市

## 指定居宅サービス事業者等の指定取消処分について

茨木市は、監査を実施した結果、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、令和5年2月22日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

### 記

#### 1 処分対象事業者

- (1) 法人名 マミートラスト株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 岩崎昌江
- (3) 所在地 茨木市南春日丘二丁目3番6-1506号

#### 2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 介護サービスCOCORO
- (2) 所在地 茨木市玉櫛一丁目2番1-204号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
  - ・平成28年4月1日 訪問介護・訪問介護相当サービス（介護保険法）

#### 3 行政処分の内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 訪問介護・訪問介護相当サービスの指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和5年3月31日

#### 4 行政処分の理由

- (1) 介護保険事業者「訪問介護」の指定取消し  
下記の事実が判明したことにより、同指定の取消処分を行ったものです。
  - ・人員基準違反（介護保険法第77条第1項第3号）  
事業所の開設当初（平成28年4月）から平成28年12月まで、及び平成29年7月から令和4年4月までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。
  - ・不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）  
初回加算において、複数名の利用者について、既に退職しているサービス提供責任者の氏名をサービス提供記録に記載し、介護給付費を不正に請求・受領した。
  - ・虚偽の報告（介護保険法第77条第1項第7号）  
監査期間中、従業者の実際の給与の支払実績と異なる給料支払明細書（控）を法人代表者自ら作成するなどの虚偽の報告を行った。
  - ・虚偽の答弁（介護保険法第77条第1項第8号）  
法人代表者である管理者兼サービス提供責任者に対し、監査に係る帳簿書類の提出及び事業所への立入りを求める文書を手交する際、文書の受取り及び事業所への立入り等を拒否した。

- ・不正の手段による指定（介護保険法第77条第1項第9号）  
指定申請時に、勤務予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。

(2) 介護保険事業者「訪問介護相当サービス」の指定取消し

- ・法令違反（介護保険法第115条の45の9第6号）

(1)の違反に伴い、一体的に運営していた同指定の取消処分を行ったものです。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、令和3年4月から令和5年1月まで不正に請求し受け取った介護給付費等7, 276円（加算額を除く）を返還させる。

6 経過

令和3年11月24日	監査（以後令和4年11月7日まで計14回実施）
令和4年12月19日	聴聞
令和5年2月22日	処分通知
令和5年3月31日	指定の取消し

---

【本件に関する問合せ先】 福祉指導監査課長 電話：072-620-1809